

届け出時の本人確認について

虚偽の戸籍の届け出を防止し、個人情報を保護するため、戸籍法等により、届け出の際に本人確認をします。

本人確認書類をお持ちでない方も届出はできますが、ご本人に届出があったことを後日郵送でお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この確認は、次の戸籍の「創設的な届け出」が対象です。

- ・婚姻届 ・離婚届 ・養子縁組届 ・養子離縁届 ・認知届

【窓口届出時の本人確認のための書類】

届出の際には、本人確認書類（下記書類で有効期限内のもの）をお持ちください。

官公署発行の写真付き身分証明書のうち、下欄のいずれか1点を提示する方法	
	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証 ・パスポート ・在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書） ・住民基本台帳カード（写真付き） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・海技免状 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・動力車操縦者運転免許証 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・猟銃、空気銃所持許可証 ・特殊電気工事資格者認定証・認定電気工事従事者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・宅地建物取引主任者証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・教習資格認定証 ・小型船舶操縦免許証 ・国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き） ・警備業法第23条第4項の合格証明書
ア欄とイ欄から1点ずつまたはア欄から2点	
ア欄	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の各被保険者証、・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金、船員保険の各年金証書 ・共済年金、恩給の各証書 ・写真付きでない住民基本台帳カード、後期高齢保険
イ欄	<ul style="list-style-type: none">・学生証（写真付き） ・法人が発行した身分証明書（写真付き）・国、地方公共団体の機関が発行した上記アを除く資格証明書（写真付き）